

(認定基準チェックシート別表) 認定基準⑭の確認方法

※国土交通省作成の「管理計画認定に関する事務ガイドライン」から抜粋

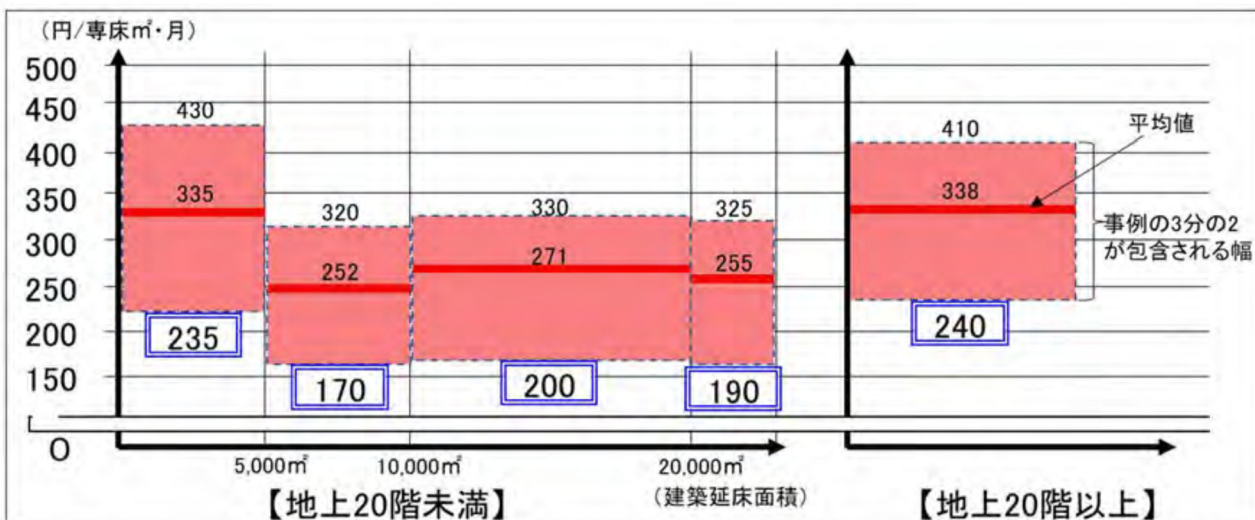
認定基準⑭
長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された
修繕積立金の平均額が著しく低額でない

①以下の計算式により、長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額を算出する。 ※機械式駐車場部分を除く

【計算式】
 計画期間全体における月当たりの修繕積立金の平均額 = (A + B + C) ÷ X ÷ Y
 A : 計画期間当初における修繕積立金の残高 (円)
 B : 計画期間全体で集める修繕積立金の総額 (円)
 C : 計画期間全体における専用使用料等からの繰入額の総額 (円)
 X : マンションの総専有床面積 (㎡)
 Y : 長期修繕計画の計画期間 (ヶ月)

②算出した計画期間全体における月当たりの修繕積立金の平均額と、「マンションの修繕積立金に関するガイドライン」に示された金額の目安を設定する際に参考とした事例の3分の2が包含される幅の下限値 (下図における二重線枠内の金額)を比較し、下限値を上回っていれば認定基準を満たすものとする。

図表：「マンションの修繕積立金に関するガイドライン」に示された金額の目安 (機械式駐車場分を除く。) における下限値 (二重線枠内の金額)



※ 申請対象のマンションに機械式駐車場がある場合には、上図に示す修繕積立金の平均額の目安に、機種や設置台数に応じて、1台当たりの月額修繕工事費から算出される単価を加算する必要があります。詳しくは、国土交通省作成の「管理計画認定に関する事務ガイドライン」の49ページをご確認ください。